

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正(令和2年1月31日基発0131第1号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。)に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(H30.3.6公表)を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。)により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



(図1)かかられている立木の伐倒



(図2)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

2 改正の概要

- ① 改正省令による改正箇所に関する記載について、安衛則に基づく安全対策(義務)であることをより明確に示すこと。

(主な安全対策)

- ・ 安衛則第485条第1項に基づき、**事業者は、労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用**させること。
- ・ 安衛則第481条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。
- ・ **かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。**

- (ア) かかられている木の伐倒(図1)、(イ) かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒(浴びせ倒し)(図2)、(ウ) かかっている木の元玉切り(図3)、(エ) かかっている木の肩担ぎ、(オ) かかり木の枝切り
- (ア) 及び (イ) については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。また、(ウ) から (オ) までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。**

- ② 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」中で示された伐木等作業における安全対策の提言を踏まえ、**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画の作成等**の項目を追加すること。

- ③ 伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載を**より適切な表現に改める**こと。

- ④ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」(H14.3.28基安安発第0328001号)に係る記載を**ガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。



(図3)かかっている木の元玉切り